

第五次昭島市基本構想策定要領

I 基本構想の位置づけ

基本構想は、昭島市が今後のまちづくりを進めていくための最も基本となり、上位に位置づけられる総合的な計画である。すなわち、今後のまちづくりのなかで行政が具体的な施策・事業を実行していくための方向性や選択基準を示すものであるとともに、市民などの地域社会における活動の指針としても位置づけられるものである。

また、国や都などの関係機関に昭島市のまちづくりの意思として尊重されるものである。

II 基本構想の策定指針

基本構想の策定にあたっては、次の事項に配慮するものとする。

- 1 社会経済動向や市民意識の変化を的確に捉え、まちづくりの理念と基本的視点を明らかにし、まちづくりの目標となる将来都市像を提示するとともに、新たな時代に対応した施策の大綱と基本的方向を示す。
- 2 市の自然的、歴史的及び社会的諸条件を踏まえつつ、その特性を活かすように配慮する。なお、これまでの基本構想に掲げた将来都市像及び施策の大綱については、基本的にこれを継承し、発展させるものとする。
- 3 多様化し高度化する市民ニーズに対応するため、計画的で効果的な行政運営ができるよう配慮するとともに、地方分権の流れの中、自主自立の行財政運営ができるように配慮する。
- 4 地域主体のまちづくりを市民とともに推進し、より豊かな地域社会を創造するため、市民との協働を基本としたまちづくりに配慮する。

III 基本構想の構成

基本構想の構成は、次のとおりとする。

1 まちづくりの理念と視点

第四次昭島市基本構想におけるまちづくりの理念である「人間尊重」、「環境との共生」を引き継ぎ、まちづくりを進めるものとする。

「人間尊重」とは、男性も女性も、障害がある人もない人も、高齢者も子どもも、すべての人が互いに尊重され、人間として共に豊かに生きることが出来る地域社会をめざすものである。また、「環境との共生」とは、かけがえのない「環境」を誇りを持って次代に引き継いでいけるよう、身近な環境から地球環境までをも視野に入れたなかで、環境に与える負荷を可能な限り低減させ、環境と調和したまちづくりを進めようとするものである。

この理念のもとに、地方自治を守り、市民との協働を図りながら、市民生活を大切にするまちづくりを進めるための基本的視点を定めるものとする。

2 まちづくりの目標（めざすべき将来都市像）

昭島市をさらに発展させ、豊かな住みよいまちを築くために、これまでのまちづくりの成果の上に立って、市民と行政との共通の目標となる新しい時代のまちづくり「あきしま像」を描くものとする。

3 施策の大綱

施策の大綱は、将来都市像の実現をめざすものであり、概ね次のような事項とする。

（１）明るい地域社会の形成を図るために

コミュニティ活性化、男女共同参画、多文化共生、防犯・防災、ＩＣＴの活用など明るい地域社会形成の基本となるコミュニティや安全・安心確保に関すること。

（２）健康と福祉の向上を図るために

健康づくり、医療の充実、地域福祉、高齢者・身障者の福祉サービス、少子化への取り組みなど健康と福祉に関すること。

（３）心豊かな人を育むために

学校教育、生涯学習、文化・スポーツ振興、青少年の育成など教育と文化に関すること。

（４）環境と共生するまちづくりのために

環境の保全、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）、ごみ処理と減量化、緑の確保、低炭素社会形成など環境と共生するまちづくりに関すること。

（５）都市づくりを進めるために

市街地形成や道路・交通体系の充実、安全でおいしい水の供給など都市の基盤整備に関すること。

（６）産業振興を図るために

商工業、観光業、都市農業など各産業分野の活性化、消費生活の充実、勤労者の福祉向上など産業振興に関すること。

IV 基本構想の実現のために

構想の実現のために、市民との協働の推進や行財政の計画的・効果的運営を基本として、社会経済動向や地方分権の推移などを捉えた施策の展開を図るものとする。

V 基本構想の期間

基本構想の期間は、平成 23（2011）年度を初年度とし、目標年度を平成 32（2020）年度とする。

VI 基本構想の策定手続

基本構想は、地方自治法の規定事項であるため、市長が原案を議会に提出し議決を要するものである。この原案の作成にあたっては、市民意識調査、市民ワークショップや市民懇談会、市民参加による審議会の設置などにより、市民の意見要望を反映するものとする。